

議第 36 号

呉市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について
呉市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

呉市スポーツ施設条例（平成 17 年呉市条例第 118 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項の表呉市豊浜体育館の項を削る。

別表第 1 の 1 施設使用料の表備考第 8 項及び第 9 項，別表第 15 の 1 施設使用料（専用使用）の表備考第 2 項並びに別表第 17 の 1 施設使用料の表備考中「，別表第 24」を削る。

別表第 24 を次のように改める。

別表第 24 削除

付 則

この条例は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

呉市豊浜体育館を廃止するため，この条例案を提出する。